

環境性能割が創設されます

税制改正により、令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、新たに自動車の燃費性能に応じた環境性能割が創設されます。

■納める人 令和元年10月1日以後に自動車を取得した人です。割賦販売で購入し、所有者が売主(ディーラーなど)の場合は買主になります。新車・中古車を問わず、取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税されます。

■納める方法 自動車を取得した時の申告書提出時に納付します。

■納める税 自動車の取得価格に下記の表に示す税率を乗じた額が課税されます。また、消費税率の引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車を取得する場合、環境性能割の税率が1%軽減されます。(下表の()内の税率)

《環境性能割の税率(乗用車の例)》

燃費性能等	税率		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車(3輪以上)	
電気自動車等※1	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%達成車※2	1.0%(非課税)	1.0%(非課税)	0.5%
★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0% (1.0%)	1.0% (非課税)	0.5%
★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車※2	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	1.0%
上記以外			2.0%

※1「電気自動車等」は、登録車の場合は電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合(3.5t以下の自動車)または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合)であり、軽自動車の場合は電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適用または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)です。

※2「電気自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限ります。

●問い合わせ先 [軽自動車について] 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)
[普通自動車について] 北九州東県税事務所 曽根分室 TEL 093-473-0177

農業者年金に加入しませんか

農業に従事する方なら広くご加入いただけます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

■特徴

- 積立方式・確定拠出型の年金です。
- 保険料の額は自由に決められます。
月額2万円~6万7千円の間で千円単位で加入者が自由に選択
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)
- 農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。
(認定農業者などで一定の要件を満たす方が対象)

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、農業委員会または最寄りのJA(農協)か、農業者年金基金にお問い合わせください。

●問い合わせ先

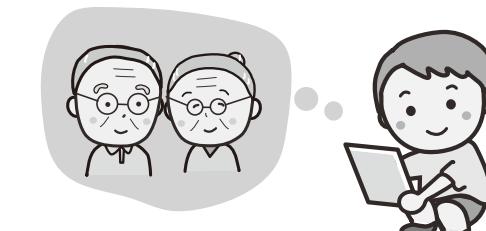
農業委員会 TEL 72-3151(内線250)
福岡京築農業協同組合 築東支店 TEL 72-2010
農業者年金基金 TEL 03-3502-3942

【敬老の日企画】

良い子のおじいちゃん・おばあちゃん似顔絵展

子どもたちの未来に向けた想像力豊かな無限の発想力に期待を込めて開催します。

- 期 日 9月11日(水)~16日(月)
■場 所 げんきの杜 多目的ホール前廊下
■展 示 物 保育所園児による似顔絵パネル展示



●問い合わせ先
豊前・上毛シルバー人材センター
TEL 83-0677

電気柵設置における安全対策について

平成27年7月、静岡県で、シカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、以下の点に注意する必要があります。

- ①危険である旨を、人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。



●問い合わせ先
産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。
入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1)
募集戸数	1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	10月1日(火)

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 9月2日(月)~17日(火)8:30~17:15(土・日・祝を除く)

■入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則 第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。

※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。

3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む)

●申し込み・問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

国民健康保険・後期高齢者医療の方

10月1日より中津市の医療機関でもひとり親家庭等医療証と重度障害者医療証が使えます (社会保険の方は引き続き使用できます)

これまで、国保の方・後期の方でひとり親家庭等医療証と重度障害者医療証が使用できるのは福岡県内のみでしたが、令和元年10月以降、中津市内の医療機関を受診する際にも、医療証が使用できるようになります。

《令和元年9月まで》

	加入保険	福岡県内	中津市
ひとり親家庭等医療証	国民健康保険	使用できる	使用できない
	後期高齢者医療		使用できる
	社会保険		使用できる
重度障害者医療証	国民健康保険	使用できる	使用できない
	後期高齢者医療		使用できる
	社会保険		使用できる

※県内・中津市問わず、自立支援医療・特定難病など、他の医療証をお持ちの方は、使えない場合があります。

※医療証が窓口で使用できずに、医療証の自己負担金額を超えて支払った医療費は、長寿福祉課福祉医療係にて5年以内に申請することにより後日払い戻しが受けられます。詳しくはお尋ねください。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線217)

《令和元10月以降》

中津市
使用できる
使用できる